



概要版

たんばささやま
子ども・若者みらいプラン

～丹波篠山市こども計画第2巻～

(案)

計画は令和8年3月スタート



背景や挿絵は令和7年11月に実施した親子でワクワクフェスティバルの中で未就学児を中心に行った「絵による意見聴取」の絵（一部）です。

1 計画策定の背景と趣旨

丹波篠山市では、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されて以来、子ども子育て支援事業計画として、「ささっ子 子育て いちばん プラン」を策定し、子育て支援の充実に取り組んできました。

一方で、少子化の進行や家族形態の変化、貧困や虐待など子どもを取り巻く課題が深刻化する中、国では「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」に向けた取り組みが進められています。

本市ではこうした状況を受け、子ども施策に若者支援を加えた「たんばささやま子ども・若者みらいプラン」をこども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として策定し、すべての子ども・若者が幸福に暮らせる環境づくりを進めます。

2 計画の対象

妊娠期から、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

3 丹波篠山市こども計画の構成

第1巻「ささっ子 子育て いちばん プラン」(策定済)・・・妊娠期から未就学児が中心

第2巻「たんばささやま子ども・若者みらいプラン」・・・小学生以降の子ども・若者が中心

※第2巻は①計画本編、②統計資料編、③相談窓口編の3部構成となっています。

3 計画の期間

令和8年3月から令和11年度末まで。

4 基本理念

すべての子ども・若者が幸せで健やかに育つまち 丹波篠山

5 基本目標

1. すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会

すべての子ども・若者を自らの意思と権利をもつ主体として認識し、年齢や背景に関わらず、誰もが尊重され、意見を表明できる社会を目指します。また、年齢、性別、国籍や障がいの有無に関係なく、多様性を認め合う文化を育むことにより、いじめや差別のない、安心して自分らしく生きられる環境の整備を推進します。

2. 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会

若者一人ひとりが将来に希望を持ち、自立して生活できるよう、安定した就労や自立に向けた生活支援を行うとともに、結婚を希望する若者への支援も推進します。また、心の健康を守るための自殺対策、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者への支援体制を整備し、誰もが孤立せず、安心して社会とつながれる環境づくりを行います。

3. 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会

家庭の経済的な困難が子どもの成長や将来の選択肢を狭めることがないように、子どもの貧困対策を一層推進します。また、経済的理由によって必要な支援や経験が受けられないことのないよう、格差の固定化を防ぎ、すべての子どもが希望を持って未来に進める環境づくりを目指します。

4. すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会

すべての子どもが等しく質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等と学びの質の向上を図ります。また、特別支援教育の充実や多様な学びの場の提供、保育・幼児教育から高等教育に至るまでの切れ目のない支援体制を整備し、子ども一人ひとりの個性や可能性が最大限に伸ばされる社会を実現します。

5. 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会

子どもや家庭が抱える困難は、個人や家庭だけでの解決が難しい場合もあるため、学校、行政、地域住民、子育て支援団体などが連携し、温かく見守り支える仕組みづくりを進めます。また、課題に早期に気づき、必要な支援につなげられるよう、地域に根ざした支援体制を強化し、誰もが子育てや成長を共に喜び合える地域づくりを目指します。



6 施策体系

理念

すべての子ども・若者が幸せで健やかに育つまち 丹波篠山



基本目標

1. すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会

- (1) 子ども・若者の権利に関する啓発
- (2) 外国にルーツのある子ども・若者への支援
- (3) 障がいのある子ども・若者への支援
- (4) いじめ防止の取組

2. 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会

- (1) 若者の就労・自立支援
- (2) 結婚を希望する方への支援
- (3) 子ども・若者の自殺対策
- (4) 不登校の子どもへの支援
- (5) ひきこもりの若者への支援

3. 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会

- (1) 子どもの貧困対策

4. すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会

- (1) 学校教育の充実
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 地域に関わらない等しい機会の保障

5. 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会

- (1) 地域や学校、子育て支援団体などと連携した支援
- (2) 丹波篠山の魅力を活かした多様な体験の充実
- (3) ヤングケアラーへの支援
- (4) 児童虐待や体罰防止

7 施策の展開



基本目標1

(1)子ども・若者の権利に関する啓発

こども基本法や子どもの権利条約の趣旨を広く周知・啓発するとともに、子ども・若者が地域社会の一員として意見を表明し、社会活動に参加できる機会づくりについて検討を進めます。

(2)外国にルーツのある子ども・若者への支援

地域・学校・医療機関・企業等と連携し、多文化共生への理解を深めるとともに、外国人支援団体とも協力し、日本語学習支援や相談体制の充実を図ることで、外国にルーツのある子ども・若者が安心して成長できる環境づくりを進めます。

(3)障がいのある子ども・若者への支援

教育・保育・福祉・医療が連携し、子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、就労支援や地域との交流を促進し、学校卒業後も社会的に孤立しない環境づくりを進めます。あわせて、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者に対応した障がい福祉サービスについて、人材確保や関係機関との連携強化など、体制整備に取り組みます。

(4)いじめ防止の取組

条例や行動指針に基づき、人権学習等を通じた未然防止に努めるとともに、アンケート調査や教育相談を活用した早期発見を行い、いじめが発生した場合には、迅速かつ組織的に対応します。また、子どもや保護者が学校以外の相談窓口も利用できるよう、関係機関の情報周知を進めます。

基本目標2

(1)若者の就労・自立支援

若者が納得して働けるよう就労に関する情報提供を充実させ、地域の魅力や仕事への理解を深めるとともに、就職を機に市外へ転出する若者を抑制し、地域で働き続けられるような支援に取り組みます。

(2)結婚を希望する方への支援

結婚を希望する若者に対しては、出会いの機会の提供や情報発信を行うとともに、就労・自立支援と連携し、結婚や家庭生活に希望を持って本市で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

(3)子ども・若者の自殺対策

学校や講演会等を通じて、命の大切さや心の健康に関する啓発を行うとともに、ゲートキーパー研修の実施により、周囲が変化に気づき適切につなぐことができる体制づくりを進めます。あわせて、子ども・若者が気軽に相談できる窓口の整備と利用促進に取り組み、孤立の防止と早期支援につなげます。

(4)不登校の子どもへの支援

安全・安心で魅力ある学校づくりを進めるとともに、登校のみを目標とせず、多様な学びの場や専門的支援を提供し、児童生徒一人ひとりの社会的自立を支援します。あわせて、学校外の専門機関等と連携し、相談窓口の周知と利用促進を図り、気軽に相談できる環境づくりを進めます。

(5)ひきこもりの若者への支援

本人や家族の状況に寄り添いながら、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や地域と連携し、多様な居場所や就労準備の機会を提供することで、社会とのつながりを回復し、自立に向けた段階的な支援を進めます。

基本目標3

(1)子どもの貧困対策

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが等しく学び、成長できるよう、学習支援や進学支援を強化するとともに、ひとり親家庭や生活困窮世帯への支援の充実を図ります。あわせて、関係機関との連携を深め、支援につながりにくい家庭への早期対応を進めることで、貧困の連鎖を防ぐ取組を推進します。

基本目標4

(1)学校教育の充実

学力・生活状況調査の分析を踏まえ、授業内容をより一層充実させるとともに、ICT を効果的に活用した主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。あわせて、情報モラル教育の充実や体育・スポーツ活動の推進により、学ぶ力と健やかな心身の育成に取り組みます。

(2)特別支援教育の充実

特別支援教育の質の向上とインクルーシブ教育の推進を図り、校内の組織的な支援体制を強化します。あわせて、教育・福祉・医療の連携を深め、医療的ケア児が安全・安心に学校生活を送れる環境を整備するとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び合える学校づくりを進めます。

(3)子育て支援の充実

子育て世帯の声を踏まえ、公共施設や公園の充実、子育て支援団体等との連携による居場所づくりを進めるとともに、医師会や近隣市町と連携した小児医療体制の充実を図ります。あわせて、情報発信や相談体制を強化し、誰もが安心して子育てできるまちづくりを推進します。

(4)地域を問わない等しい機会の保障

少人数教育の強みを生かした学習指導を行うとともに、学校間や学年間の連携により、多様な学びや交流の機会を広げます。あわせて、スクールバスの確保や生活交通網の充実、近隣地域と連携した交通施策を進め、地域を問わず子どもが等しく学び、体験できる環境づくりを進めます。

基本目標5

(1)地域や学校、子育て支援団体等などと連携した支援

コミュニティスクールを核に、学校・地域・子育て支援団体・行政の連携を強化し、子どもや保護者が交流し支え合える機会の充実を図ります。あわせて、地域全体で子どもを育てる意識を高め、多様な家庭に寄り添った継続的な支援を通じて、安心して子育てできる地域づくりを進めます。

(2)丹波篠山の魅力を活かした多様な体験の充実

地域資源を活用した体験や交流の機会を拡充し、学校教育や地域活動と連携しながら、子ども・若者が主体的に関われる場づくりを進めます。あわせて、若者の取組を支援する仕組みや情報発信を強化し、担い手の確保や関係人口の創出を図ることで、本市の魅力を生かした成長の機会を充実させます。

(3)ヤングケアラーへの支援

学校をはじめ、福祉・医療・地域の関係機関が連携し、早期発見につなげる体制を整備するとともに、ヤングケアラーに関する啓発を進めます。あわせて、把握された子どもについては、関係機関で情報を共有し、状況に応じた支援を行うことで、子どもの負担軽減と健やかな成長を支えます。

(4)児童虐待や体罰防止

「丹波篠山市子ども家庭センター」を中心に、保育・教育・医療・地域・子育て支援団体等との連携を強化し、早期発見・早期対応に取り組みます。あわせて、体罰や不適切な養育に関する啓発を継続し、市民一人ひとりが子どもの命と権利を守る意識を持てるよう、地域全体で支える体制づくりを進めます。

8 計画の推進体制と進捗管理

子ども・若者や子育て支援に関する施策は、福祉、保健・医療、教育など幅広い分野に関わることから、「丹波篠山市子ども・子育て会議」や庁内関係部署を中心に、行政、事業者、子育て支援団体、地域住民が連携して計画を推進します。また、毎年度その実施状況を把握し、評価・検証を行います。結果は「丹波篠山市子ども・子育て会議」に報告するとともに、市ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表します。

9 最後に

本計画では、子どもや保護者の皆さまが安心して相談できるよう、市役所の福祉・教育に関する窓口のほか、関係機関や民間団体の相談窓口を別冊としてまとめています。困りごとや不安があるときは、是非ご利用ください。